

**原子力災害対策特別措置法の施行状況について
(案)**

**平成 1 8 年 2 月 8 日
原子力安全規制等懇談会
原子力防災検討会**

目 次

1 . はじめに	1
2 . 原子力防災体制の仕組み	2
(1) 原災法の特徴	2
(2) 国、事業者、地方公共団体の役割	3
3 . 原災法の施行状況	6
(1) 原子力防災体制について	6
(2) 原子力防災に係る施設・資機材の整備状況について	7
(3) 原子力防災訓練等について	9
(4) 原子力防災に関する技術調査等について	10
(5) 原子力防災に関する国際交流について	10
(6) 原子力防災に関する普及啓発等について	10
4 . まとめ（原災法施行状況の検討結果について）	11
(1) 原子力防災体制について	11
(2) 原子力防災に係る施設・資機材の整備状況について	13
(3) 原子力防災訓練等について	14
(4) 原子力防災に関する技術調査等について	15
(5) 原子力防災に関する国際交流について	17
(6) 原子力防災に関する普及啓発等について	17

5 . おわりに.....	18
参考 1 : 原子力安全規制等懇談会原子力防災検討会名簿.....	21
参考 2 : 審議経過.....	22
添付資料 1 : 原子力災害対策特別措置法の施行状況に関する意見照会先 一覧.....	23
添付資料 2 : 原子力災害対策特別措置法の概要.....	24
添付資料 3 : 「原子力災害対策特別措置法」の下での緊急事態応急対策.....	25
添付資料 4 : 原災法による防災実施主体と施行状況一覧.....	26
添付資料 5 : 原子力防災専門官現地配置人数一覧.....	27
添付資料 6 : 各事業所ごとの防災業務計画の策定状況一覧.....	28
添付資料 7 : オフサイトセンターの指定状況一覧.....	29
添付資料 8 : 主な研究炉・臨海実験装置・核燃料物質使用施設及び オフサイトセンター.....	30
添付資料 9 : S P E E D I ネットワークシステムの構成.....	31
添付資料 10 : 原子力防災の資機材等に係る関係予算の推移.....	32
添付資料 11 : 原子力総合防災訓練、文部科学省原子力防災訓練の実績.....	33
添付資料 12 : 自治体主催の防災訓練実績.....	34
添付資料 13 : 統合原子力防災ネットワークのイメージ.....	35

1 . はじめに

平成11年9月に発生した茨城県東海村におけるウラン加工施設臨界事故(以下「JCO臨界事故」という。)を契機に、原子力災害対策の強化を図るため、災害対策に関する一般法である災害対策基本法(以下「災対法」という。)及び原子力規制に関する原子炉等規制法の特別法として「原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)」が平成11年12月に制定、平成12年6月に施行された。これにより原子力防災対策の抜本的な充実が図られてきたところである。

原災法の附則第2条においては、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

平成17年度に原災法施行から5年が経過することから、原災法を所管する文部科学省等においては当該規定に基づき検討を開始することとした。検討に当たり、原災法の施行状況について、原子力事業者及び地方公共団体等に対して調査を行った。

本報告書は、同調査の結果等に基づき、原子力安全規制等懇談会原子力防災検討会(以下「検討会」という。)が昨年9月から審議を行い、その結果をとりまとめたものである。

なお、本報告書において、

- 「国」とあるのは、原災法における文部科学省を含む指定行政機関を指す。
- 「原子力事業者」とあるのは、原災法の対象の原子力施設を所有する事業者を指す(当省関係の原子力事業者については、添付資料1を参照)。
- 「地方公共団体」とあるのは、原子力事業者の原子力施設が立地する所在都道府県及び市町村、又は関係隣接都道府県を指す(具体的には添付資料1を参照)。

2 . 原子力防災体制の仕組み（添付資料2）

（1）原災法の特徴

原災法は、先述のとおり平成11年9月に発生したJCO臨界事故の教訓を踏まえ制定されたものである。このため、原災法制定にあたっての考え方の基本は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国の果たすべき役割と責任については一般の自然災害の場合に比較して大きいこと、及び具体的な措置を講ずるに際しては事故の原因者であり、事故が発生した施設を熟知する当該原子力事業者の責任ある対応が不可欠ということである。

これらの基本的考え方を原災法に具備させることとなったJCO臨界事故において顕在化した4つの課題と、これらについて原災法において措置することとされた主要事項を以下に示す。

初期動作の迅速化

緊急時における初期動作に係る判断要素を極力少なくし、国として迅速な初期動作の確保を図るため、一定の事象が生じた場合の通報や原子力緊急事態宣言の発出に係る基準をあらかじめ明確にするとともに、当該宣言が発出された場合には政府の原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することとされた。

国と地方公共団体の連携強化

国と地方公共団体との連携強化を図るため、国の原子力防災専門官が原子力事業所の所在する地域に駐在し、緊急時はもとより、日頃から原子力事業者に対する指導や地方公共団体と連携した活動を行うこととされた。さらに、原子力緊急事態が発生した際には、国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会して情報を共有し、緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織することとし、円滑な協力体制を構築することとされた。

また、主務大臣が定める計画に基づき、国、地方公共団体、原子力事業者等関係者が共同して原子力総合防災訓練を実施するなど、日頃から国と地方公共団体等との連携を図ることとされた。

なお、原災法は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国による積極的な対応を図ることとしているものであるが、防災に関する地方公共団体の役割を何ら減じているものではなく、地方公共団体は、これまでと同様に現地の状況を直接把握できる立場から、国の指示を待たずに迅速に住民に対して必要な指示等を行うことが可能な枠組みとなっている。この場合には立地地域に駐在している原子力防災専門官が専門的なアドバイスを行うことにより、国が支援することとされた。

国の緊急時対応体制の強化

原子力災害の特殊性から国が果たすべき役割と責任が自然災害と比較して大きいことから、緊急時に国が実効的に対応するため、政府の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）に、関係行政機関、地方公共団体、原子力事業者等に対して必要な指示を行うといった強力な権限や、緊急事態応急対策の実施に関して自衛隊派遣の要請権限を持たせるなど、国としての対応体制が強化された。

原子力事業者の責務の明確化

原子力事業者の責務の明確化を図るため、原子力事業者に対しては、一定の事象が生じた場合の通報義務を明確化し、原子力災害の発生や拡大の防止等に必要な業務が的確に行われるよう原子力事業者防災業務計画の作成を義務付けられた。また、当該業務を行うために必要な原子力防災要員及び原子力防災資機材を備えた原子力防災組織の設置や原子力事業所ごとに原子力防災管理者等を選任等しなければならないことなどが義務付けられた。

（２）国、事業者、地方公共団体の役割

原災法^(注)は災対法と相まって、国、地方公共団体及び原子力事業者に対し、平常時及び緊急時において講ずべき事項を規定している。

以下にそれぞれの主体が講ずべき事項を具体的に列挙する。

なお、【 】内は関連する原災法の条項を示す。

（注：原災法では、一部に災対法の規定を原子力災害に関して読み替えた上で災対法と一体的に運用されているものがある。）

< 平常時に講ずべき事項（原子力災害予防対策） >

国

- ・ 緊急事態応急対策を実施するための緊急事態応急対策拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)を指定すること【原災法第 1 2 条】。
- ・ 地方公共団体、原子力事業者等の協力を得て、原子力総合防災訓練計画を定め、これに基づき訓練を実施すること【原災法第 1 3 条】。
- ・ 緊急時の原子力防災専門官の業務内容について具体的に定めたマニュアルを策定するとともに、原子力防災専門官に対し、その能力維持・向上のため原子力防災等に関する研修を行うこと【原災法第 2 8 条で災対法第 3 4 条を読み替えて適用（防災基本計画に記載）】。
- ・ 防災基本計画を作成し、防災に関し、とるべき措置等を定めること【原災法第 2 8 条で災対法第 3 4 条を読み替えて適用】。
- ・ 原子力緊急事態における関係者の連絡方法、意志決定方法、現地における対応法策等を定めた関係省庁マニュアルを整備すること【原災法第 2 8 条で災対法第 3 4 条を読み替えて適用（防災基本計画に記載）】。
- ・ 対策拠点施設における応急対策の実施に必要な設備、資機材等の整備、維

持及び管理すること【原災法第28条で災対法第34条を読み替えて適用（防災基本計画に記載）】。

- ・原子力の安全の確保、原子力災害の発生の防止及び放射線障害の防止に関する科学的な研究及び開発を推進し、その成果の普及に努めること【原災法第29条】。
- ・原子力防災専門官を置き、当該専門官は、原子力事業者防災業務計画の作成、原子力防災組織の設置等、原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うこと【原災法第30条】。
- ・必要に応じ、原子力事業者の原子力災害の予防の措置等が適切かどうか立入検査を実施することができること【原災法第32条】。

地方公共団体

- ・国及び原子力事業者と協力して、応急対策の実施に必要な設備・資機材等の整備、維持し、管理すること【原災法第28条で災対法第34条を読み替えて適用（防災基本計画に記載）】（具体的には、オフサイトセンターを整備し、応急対策の実施に必要な資機材の整備、維持管理を実施）。
- ・各地方公共団体（都道府県防災会議、市町村防災会議）は、防災基本計画に基づき、原子力災害対策等を記載した当該地域に係る地域防災計画を作成し、毎年、当該計画に検討を加え、必要があると認めるときは修正すること【原災法第28条で災対法第40条、第42条を読み替えて適用】。
- ・必要に応じ、原子力事業者の原子力災害の予防の措置等が適切かどうか立入検査を実施することができる【原災法第32条】。

原子力事業者

- ・原子力事業所ごとに、原子力事業者防災業務計画を作成し、原子力防災組織を設置するとともに、同計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を実施すること【原災法第7条】。
- ・原子力事業所ごとに原子力防災組織を設置し、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務を行うとともに、必要な要員を置くこと【原災法第8条】。
- ・原子力事業所ごとに原子力防災管理者を選任し、原子力防災組織を統轄すること【原災法第9条】。
- ・原子力事業所内に通報を行うために必要な放射線測定設備を設置、維持するとともに、原子力防災組織がその業務を行うために必要な原子力防災資機材を備え、保守点検を実施すること【原災法第11条】。

< 緊急時に講ずべき事項(緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策)(添付資料3) >

国

- ・内閣総理大臣は、主務大臣から原子力緊急事態が発生したと認めた旨の必要な報告及び公示及び指示の案の提出があった場合、直ちに「原子力緊急

事態宣言」を行うとともに、地方公共団体に対し、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告や支持を行うこと【原災法第15条】。

- ・内閣総理大臣は原子力緊急事態宣言をしたときは、自らを本部長とする「原子力災害対策本部」を設置すること。また、現地のオフサイトセンターに「原子力災害現地対策本部」を設置すること【原災法第16、17条】。
- ・原子力災害対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、関係機関の長や原子力事業者に対し必要な指示をするほか、必要に応じ防衛庁長官に対し、自衛隊の原子力災害派遣を要請することができること【原災法第20条】。
- ・主務大臣は、原子力災害事後対策として、環境モニタリング、住民等に対する健康相談、風評被害の軽減等のための広報活動等を実施すること【原災法第27条】。
- ・原子力緊急事態を警戒すべき一定の事象（以下「第10条事象」という。）の発生があった場合には、その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体が行う情報の収集及び応急対策に関する助言等を行うこと【原災法第30条】。

地方公共団体

- ・原子力災害事後対策として、環境モニタリング、住民等に対する健康相談、風評被害の軽減等のための広報活動等を実施すること【原災法第27条】。
- ・特に必要があると認めるときは、市町村長は、避難または屋内への退避を指示することができること【原災法第26条、第28条で災対法第60条を読み替えて適用】。
- ・地域防災計画に定めるところにより、住民への情報伝達、緊急時モニタリング、住民の避難誘導、避難場所の開設等の応急措置を実施すること【原災法第26条、原災法第28条で災対法第40条、第42条を読み替えて適用（地域防災計画に記載）】。

原子力事業者

- ・第10条事象が発生した場合、国、地方公共団体等関係機関に通報を行うこと【原災法第10条】。
- ・周辺住民等への影響に関する情報の把握や原子力災害の発生又は拡大防止のために必要な応急措置を実施すること【原災法第25条】。
- ・原災法に基づきあらかじめ作成された原子力防災業務計画に従い、事故拡大防止のための事業所内の応急措置、復旧対策等、その影響を最小限に食い止めるための対策を実施すること【原災法第25条】。
- ・原子力災害事後対策として、災害復旧対策に関する計画の作成及び被災者の損害賠償請求等への対応のための体制整備を実施すること【原災法第27条】。

3 . 原災法の施行状況（添付資料4）

（1）原子力防災体制について

国の取組

- ・平成13年1月、省庁再編に伴い、科学技術庁は文部科学省に再編された。科学技術・学術政策局原子力安全課に原災法の施行に関する事務等を行わせるため、防災環境対策室を設置した。
- ・文部科学省（当時、科学技術庁）は、原災法施行時までには、原子力防災について専門的な知識と経験等を有する原子力防災専門官を任命し、逐次、原子力事業所の所在する地域に配置（同省所管分：平成18年2月現在、本務の原子力防災専門官3名、併任の原子力防災専門官10名）し、原子力防災活動に係る地方公共団体、原子力事業者等への指導及び助言等を実施している（添付資料5）。
- ・国は災対法第34条に基づき、最近における災害の実情に照らし、災害の未然防止、被害の軽減及び災害の復旧のための諸施策について、その基本を定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画の作成のための諸基準を定めた「防災基本計画」（昭和38年6月作成）を作成しており、適宜防災基本計画に検討を加え、必要に応じて修正してきたところである。JCO臨界事故を踏まえて制定された原災法の施行に合わせ、平成12年5月、「防災基本計画（原子力災害対策編）」を全面的に改訂し、従来の対象であった原子力発電所及び再処理施設に加え、加工施設、研究炉、貯蔵運搬（保安規定を定める施設）運搬を追加するとともに、原災法の規定がより具体的かつ実践的な内容となるよう、災害予防、災害応急対策、災害復旧の段階ごとに実施すべき措置、施策等を追記した。
- ・国は、防災基本計画を受け、原災法第10条に基づく通報が行われた場合における安全規制担当省庁を中心とした情報収集や官邸対策室の設置、原災法第15条に規定する原子力緊急事態が発生した場合の内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出に係る手続き、原子力災害対策本部の設置等、関係省庁が緊急事態応急対策を行うために必要な手続きを定めた「原子力災害対策マニュアル」（以下「関係省庁マニュアル」という。）（平成12年8月作成）を整備した。
- ・文部科学省は、関係省庁マニュアル等を踏まえ、同省が所管する原子力事業所等の原子力災害発生時において、災害対策の具体的実施内容や実施の段取り等、災害対策の円滑な実施のための実践的活動要領を定めた「原子力事故・災害対応マニュアル」（平成14年6月作成）を策定し、原子力災害時における文部科学省における体制（文部科学省原子力災害警戒本部、文部科学省原子力災害対策本部（現地組織も含む））の組織を整備するこ

ととした。

- ・文部科学省は、原災法及び防災基本計画等を踏まえ、原子力防災専門官の事務所における事務の円滑化及び任務の的確な実施を図ることを目的に緊急時の原子力防災専門官の業務内容について具体的に定めた「原子力安全管理事務所執務要領書」(平成12年6月作成)を策定した。
- ・原子力施設立地地域に常駐している原子力防災専門官は、原子力事業者の防災対策が原災法に基づき適切に実施されていることを巡視・検査等により確認している。

地方公共団体の取組

- ・地方公共団体は、防災基本計画に基づき、原子力災害対策等を記載した当該地域に係る地域防災計画を作成し、毎年、当該計画について検討を加え、必要に応じて見直しを実施している。
- ・地方公共団体は、原子力事業者の防災対策が原災法に基づき適切に実施されていることを確認するため、適宜、立入検査を実施している。

原子力事業者の取組

- ・原子力事業者は、平常時において原子力災害の予防を図るとともに、原子力災害が発生した場合において、その被害を最小限に止めるために必要な措置等を迅速かつ的確に実施することができるよう、原子力事業所ごとに原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策等に関し原子力事業者が講ずべき措置を定めた原子力事業者防災業務計画を策定している(添付資料6)。
- ・原子力事業者は、原子力事業所ごとに原子力防災組織を設置し、原子力災害合同対策協議会への派遣、原子力事業所内外の放射線量の測定その他特定事象に関する状況の把握、原子力災害の発生又は拡大の防止、放射性物質による汚染の除去等に必要となる防災要員を原子力事業所の事業形態、規模等に応じて必要な人員を配置している。
- ・原子力事業者は、緊急時における防災関係業務は迅速性が求められることから、原子力防災組織を統括する者として、原子力事業所ごとに原子力防災管理者を、またその者が不在の時に職務を代行する副原子力防災管理者を選任している。

(2) 原子力防災に係る施設・資機材の整備状況について 国の取組

- ・文部科学省は、緊急時において緊急事態応急対応を行うための政府の原子

力災害対策本部事務局等が設置され、国民への被害を回避することを最優先に災害の拡大防止、事態の終息等を図るための対応を行う「非常災害対策センター」を庁舎内に整備した。

- ・文部科学省（当時、科技庁）は、原子力災害の発生時に、国、地方公共団体及び原子力事業者等の関係者が一堂に会して、緊急事態応急対策を実施するため、平成18年2月現在、同省関係の所掌に係る原子力事業所ごとに緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）を計5ヶ所指定している（添付資料7、8）。
- ・文部科学省（当時、科学技術庁）は、気象情報と放出源情報をもとに、原子力施設から放出された放射能の影響を迅速に予測するSPEEDIネットワークシステムを整備、維持している。また、SPEEDIは、防災訓練や原子力関係者の研修等に活用されている。（添付資料9）
- ・文部科学省は、東京と現地の緊急時における応急対策の決定に際し、意思疎通を図る観点から、非常災害対策センター、オフサイトセンター及び関係地方公共団体にテレビ会議システムを設置するとともに、電話回線、ファクシミリ、SPEEDI端末（表示装置）等、緊急時の対応に必要な原子力防災資機材等を整備、維持管理を行っている。
- ・文部科学省は、原子力立地府県が整備するオフサイトセンターの設備（建屋、自家発電設備等）地方公共団体の非常用通信機器（専用電話回線、ファクシミリ）、放射線障害防護用器具（汚染防護服、防護マスク）等の防災資機材、原子力防災ネットワーク等の整備、維持管理に係る財政支援を実施している（添付資料10）。

地方公共団体の取組

- ・地方公共団体は、オフサイトセンターを整備するとともに、緊急時に対応できるよう非常用通信機器（専用電話回線、ファクシミリ）、放射線障害防護用器具（汚染防護服、防護マスク）等の必要な防災資機材の整備、維持管理を実施している。

原子力事業者の取組

- ・原子力事業者は、一定の事象の発生を適切に通報するために必要な放射線測定設備・機器や原子力防災組織が業務を行うために必要な放射線障害防護用器具（汚染防護服、防護マスク）、非常用通信機器、その他の応急対策に必要な計測機器（熱ルミネセンス線量計、中性子線測定用可搬式測定器）等の防災資機材を整備している。

(3) 原子力防災訓練等について

国の取組

- ・国は、緊急時における原子力防災関係機関の機能とその実効性の確認、関係機関間の円滑な相互協力の促進、参加者全員の原子力防災に対する意識の向上を図ることを目的に、原災法施行後、原子力総合防災訓練を平成12年度から原則、毎年1回、これまで計5回実施してきている。

この原子力総合防災訓練は、内閣総理大臣をはじめとして経済産業大臣、文部科学大臣等の関係閣僚、地方公共団体からは知事や市町村長等並びに地元住民の参加を得て、東京と現地において大規模に実施されている。

なお、直近の平成17年度の原子力総合防災訓練は、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所を対象として実施された。この訓練では前年度に発生した新潟県中越地震の教訓を反映し、(イ)オフサイトセンターにおける商用電源喪失時の障害対処訓練、(ロ)電話回線によるTV会議の通信が途絶されたことを想定し、訓練中に衛星回線への切り替え試験、(ハ)孤立住民の搬送訓練等の項目を取り入れ、約420名の地域住民を含む総勢約2,600人の参加を得た。

- ・文部科学省は、所管の試験研究炉を対象とした原子力防災訓練を平成13年度からこれまでに計5回実施しており、平成17年度は、(独)日本原子力研究開発機構JRR-3を対象に訓練を行った(添付資料11)。
- ・文部科学省(原子力防災専門官等)は地方公共団体が定期的を実施する防災訓練について、計画の策定や実施にあたり指導及び助言や現地に職員を派遣する等、必要な協力を実施している。
- ・文部科学省は、緊急事態応急対策の実施が円滑に行われるように、国(原子力防災専門官、関係省庁)、地方公共団体(消防、警察)、原子力事業者の防災関係者に原子力防災に関する研修等を実施している。

地方公共団体の取組

- ・地方公共団体は、毎年度、防災訓練の計画を策定し、国及び原子力事業者等と協力し、地域の事情を勘案しつつ、通信等の訓練、災害対策本部等の設置、運営訓練や住民避難を含めた防災訓練を実施している(添付資料12)。

原子力事業者の取組

- ・原子力事業者は、毎年度、防災訓練等を通じて事業所内等の防災体制の確認、整備を行うとともに、放射線測定設備その他の必要な資機材の整備等、原子力災害の予防策に努めている。

(4) 原子力防災に関する技術調査等について

- ・科学技術庁(当時)は、昭和54年3月に発生した米国スリーマイル島原子力発電所2号炉の事故を契機に、昭和55年に事故発生事業所周辺環境の放射性物質の分布状況と被ばく線量等の予測のため、緊急時迅速放射能影響予測(以下、「SPEEDI」という。)システムの設計を開始し、昭和59年に基本システムが完成した。その後、SPEEDIのネットワーク化および運用作業に着手し、平成4年3月には原子力発電所等が立地・隣接する地方公共団体との接続を完了し、SPEEDIネットワークシステムの維持・運用を開始した。以後、SPEEDIの機能強化及び信頼性向上を図るため、改良・改善等を行っている。
- ・その他、文部科学省は、緊急被ばく医療、航空機サーベイシステム等の緊急時モニタリング支援技術に関する調査を推進している。

(5) 原子力防災に関する国際交流について

- ・文部科学省は、諸外国との規制情報交換会議や技術協力等を行うことにより、原子力防災に関する国際交流を行っている。

(6) 原子力防災に関する普及啓発等について

- ・文部科学省は、原子力防災に関するホームページ及びパンフレットなどにより、原子力防災に関する普及啓発等を行っている。
- ・地方公共団体、事業者においても、様々な方法で原子力防災に関する普及啓発等を行っている。

4 . まとめ（原災法施行状況の検討結果について）

（1）原子力防災体制について

機能班等の役割の明確化等について

現在の原子力防災体制については、原子力総合防災訓練等を通じて、国、地方公共団体及び事業者において基本的には、それが有効に機能していることを確認しているところであるが、一部の事業者や地方公共団体から、機能班、関係機関の役割の明確化や法定化等を求める意見があった。

しかし、緊急時における機能班、関係機関の役割等については、関係機関において各種マニュアル等が整備されており、役割分担等は明確化されている。具体的には、原子力災害合同対策協議会、機能班、関係機関の組織の役割は原災法や国の「原子力災害対策マニュアル」に明確化されている。

また、機能班の組織等については、現在、原子力総合防災訓練等の教訓を踏まえ、適宜、見直しを行っているところであり、改訂の柔軟性を確保する観点から、法令レベルよりもマニュアルレベルでの規定が望ましいと考える。

このような意見の背景としては、原災法が施行してから5年経過したものの、関係機関が一体となって行う活動における役割等に関する認識不足や関係者間における情報共有が適切になされていないことも一因であると考えられる。このため、各種の原子力防災訓練や原子力防災関係者への研修等を通じて、原子力防災の各種マニュアル類の周知・理解の徹底を図っていくこととする。

さらに、被ばく医療など現在の各種マニュアル等において、十分な記述がなされていない活動については、これを補足するための検討を行うとともに、機能班の組織等について今後改善すべき点があれば、各種マニュアル等を修正する等により、改善を図っていくことが必要である。

原子力事業者防災業務計画の軽微な変更について

一部の原子力事業者及び地方公共団体から、原子力事業者防災業務計画の軽微な変更についての取扱いを明文化すべきであるとの意見があったため、改善を行うべく検討を行う。

原子力事業者防災業務計画の協議範囲について

原災法では、原子力事業者は、原子力災害の発生及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について、原子力事業所ごとに原子力事業者防災業務計画を作成することとされており、原子力事業者は、当該計画を作成し、又は修正する場合には、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事、市町村長及び関係隣接都道府県知事に協議を行うこととしている。

この原子力防災業務計画の協議先となっている「関係隣接都道府県」及び「関係周辺市町村」（関係隣接都道府県から協議）について、一部の事業者や地方公共団体からは、最近の市町村合併によって関係する地方公共団体の

範囲が拡大したことから、協議先の地方公共団体の限定を求める意見が出された。

これについては、原子力災害発生時に原子力事業者は、関係する地方公共団体と連携して対処することに変わりはなく、仮に市町村合併がなされたとしても新たな隣接地方公共団体を当該協議先から外すという合理的な理由を見出すことは困難である。したがって、現行の制度を維持することが適切であると考えられる。

原子力防災要員について

一部の地方公共団体から、原災法では原子力事業者は原子力事業所毎に必要な原子力防災要員を置くこととして原子力事業者に要員の確保を委ねているが、実際の業務に必要な要員数を規定すべきであるとの意見があった。

原子力事業者は、原災法では原子力事業所毎に必要な原子力防災要員を置くこととされており、その数については、事業の形態や規模等、原子力事業所において行われる原子炉の運転等の特性に応じて、適切な人数が配置されているところである。今後、各事業所の状況に応じて、配置された人員により緊急時において十分に必要な機能を発揮できるか等について、防災訓練等の場を通じて実効性の検証を行い、必要に応じて改善していくことが必要であると考え、法令による規定までは、必要がないものとする。

原子力防災管理者等の選任・解任届等の期限について

原子力防災管理者等の選任・解任届や放射線測定設備等の現況届等の主務大臣や地方公共団体への届出期限は、原災法施行規則において、それぞれ7日以内と定められているが、それらの事務処理の時間的猶予を希望するという理由から、一部の原子力事業者から、その届出期限の延長を望む意見が出された。

これらは原子力防災管理者という重要な職責にある者の選任・解任や原子力防災上重要な資機材である放射線測定設備の設置に際の届け出るものであり、原子力事業者が原子力防災に係る責任を十分に果たさなければならぬという立場にあるということにかんがみ、これらについては、届出期限を変更する特段の理由はないものと考えられる。

使用停止施設からの使用済燃料等の輸送に係る防災対策について

現在、試験研究用原子炉等で、使用を停止した施設が存在している。これらのうち、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定が無いと主務大臣が認めた者は、原災法第2条第3号の規定に基づき、原災法の適用が除外されているところである。

しかし、これらの施設から使用済燃料等の輸送を行う場合には、この施設を所有する者は再び原災法の適用を受けることとなる。この場合、施設は引き続き使用を停止しており、施設そのものに係る原子力災害が発生する蓋然性は極めて低い状態であるが、それにもかかわらず、施設を使用している場

合と同様の原子力防災対策を行うことを余儀なくされているところである。

一部の事業者からも、これらの施設からの使用済燃料等の輸送にあたっては、輸送に係る原子力防災対策のみを措置すれば良いことにすべき旨の意見が出された。

このため、規制の合理化を図る観点から、適切な対策の内容とすべく、関係省令の改正について検討を行う。

緊急被ばく医療について

原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会において、緊急被ばく医療は、厚生労働省も含めて、省庁の枠を超えた一体的な取り組みが必要である等の意見があった。

このため、引き続き、関係者の対応能力の向上を図り、緊急被ばく医療の体制の充実強化、ネットワーク整備を推進するとともに、災害医療及び救急医療との更なる連携等について、厚生労働省と協力・連携を図っていくこととする。

原災法の実施状況の検討の開始にあたって、原子力施設等防災専門部会に報告した際に当該意見を受けた（平成17年10月4日）。

関係機関の職員等の安全の確保について

一部の地方公共団体から、関係機関からの協力を得やすくするために、応急対策、事後対策に携わる関係機関の職員等の安全の確保に十分な配慮を行う旨を国民保護法と同様に明記するべきという意見があった。

しかし、国民保護法の規定については、有事特有の特殊な事情を考慮したものであるため、原災法において同趣旨の規定を置くことは、困難であると考える。

原子力防災専門官の配置について

今後、青森県六ヶ所村の日本原燃（株）再処理工場内の（財）核物質管理センター六ヶ所保障措置分析所において、保障措置のためのプルトニウムの分析が予定されているため、原子力防災専門官を配置することとする。

（2）原子力防災に係る施設・資機材の整備状況について

原子力防災に係る通信ネットワーク等の整備について

緊急時に原子力防災関係機関の情報交換、意志決定を円滑化させるため、文部科学省及び地方公共団体（道府県、立地市町村、隣接市町村関係拠点）と国、オフサイトセンター及び地方公共団体（道府県、市町村）をアナログ回線やデジタル回線で結び、電話・FAXを基本とした連絡網が構築されている。

しかしながら、現状では、国と地方公共団体のネットワークとが不連続であることから、相互の情報の十分な共有が図られていない、通信回線容量に

制約があるため、通信速度の遅れやTV会議映像の画像動作の遅れ、画質の低下等が生じているなどの課題がある。

このため、今後、文部科学省では、経済産業省と連携して、通信回線を大容量化し、緊急時の基幹ツールとしての高信頼性を確保しつつ、情報同時性の向上のため主要拠点間をネットワークで結んだ統合原子力防災ネットワークを構築し、設備の高度化を図っていくこととする（添付資料13）。これに伴い、地方公共団体は、国における統合原子力防災ネットワークの整備に併せて、地方公共団体の当該ネットワークを整備する際、地域の実情や特性に応じた防災ネットワークの整備を行うことが望ましい。

また、非常災害対策センター及びオフサイトセンターに緊急対策の実施に必要な設備や資機材等を整備しているが、整備後、約5年が経過して陳腐化し先端的な技術動向に比べ性能が落ちている機器やシステムがあることから、更新に必要な予算措置を講じ、随時更新等を行うこととする。

さらに、緊急時において、モニタリング等の活動の支援を行う指定公共機関等においても、その防災資機材等について、必要に応じて更新等を行うことが重要である。

原子力事業者が備える設備・資機材について

原子力事業者は、原災法第10条等の緊急時の通報を行うために必要な放射線測定設備を配置する等、原子力防災に係る設備・資機材を整備することが原災法上要求されているところである。

原子力事業者が整備する資機材のうち計測器について、近年の技術進歩等から原災法施行規則に規定するものと同様な性能を有するものが開発され、広く普及してきている。これについては、一部の事業者からも見直しが求められていることから、最近の技術動向を踏まえた資機材整備が可能となるよう、関係省令の改正について検討を行う。

オフサイトセンターの指定について

今後、青森県六ヶ所村の日本原燃（株）再処理工場内の（財）核物質管理センター六ヶ所保障措置分析所において、保障措置のためのプルトニウムの分析が予定されているため、オフサイトセンターを指定することとする。

（3）原子力防災訓練等について

これまで、国の原子力総合防災訓練、文部科学省原子力防災訓練、地方公共団体等が行う原子力防災訓練において、文部科学省等は緊急時における円滑な対応を確保するため、原子力防災体制が有効に機能すること等の確認を実施し、適宜、対応時における課題等を抽出し、改善を図ってきている。原子力防災訓練は、関係省庁、関係地方公共団体等の防災関係者の原子力災害発生時初動対応、通報連絡、情報共有、避難等の手順の習熟及び確認が主な目的であることから、原子力防災関係者の人事異動も考慮し、今後も引き続き訓練を行っていくことが必要である。

また、原子力災害合同対策協議会等における国と地方公共団体の連携確認もこれまでの訓練において主目的の一つとされているが、文部科学省は今後ともこの観点が重要であることを十分念頭に置きつつ訓練計画の立案に取り組むこととする。また、今後、初期動作の迅速化についての訓練における検証も行っていくこととする。

同時に、原子力総合防災訓練等を通じて得られた教訓等を原子力防災に係る組織、施設整備等に反映させる等、不断の改善を図っていくこととする。

地方公共団体や原子力事業者においても、引き続き訓練を行い、地域や事業の特性や状況に応じて、訓練を通じて得られた教訓等を反映させて、原子力防災に係る組織等について改善を図っていくことが必要である。

また、一部の地方公共団体から、原子力災害事後対策についても防災訓練に取り入れて実施すべきであるとの意見があった。原災法では、住民等に対する健康診断、風評被害の軽減等のための広報活動等が原子力災害事後対策としてあげられており、これらを初動から緊急事態宣言の解除までを一貫して行う訓練において行うことは時間的制約等から馴染まないと考えられる。しかし、必要に応じ、訓練範囲を限定した要素訓練や、防災関係機関の研修等において対応していくことを検討する。また、今後、事後対策を対象とした要素訓練に限らず、様々な種類の要素訓練を多用していくことも検討する。

さらに、国及び地方公共団体においては、原子力防災訓練を円滑に行うためには、前提として、防災業務関係者が基本的な原子力防災対策に習熟していることが重要であるとの観点等から、引き続き、原子力防災に関する研修を充実していくこととなる。なお、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療など専門的な分野に関する研修や防災業務関係者のメンタルヘルス対策に関する研修などについても引き続き充実を図る。

(4) 原子力防災に関する技術調査等について

原子力災害時において放射線障害の防止を図るため、よりの確な防護措置等を行う観点から、以下の技術調査等を推進する。

SPEEDIネットワークシステムについて

原子力災害時の防護対策の検討において、重要な役割を果たすSPEEDIネットワークシステムについては、よりの確な防護措置を行う観点から、機能・信頼性の高度化が求められているところである。

このため、平成17年1月より気象庁の気象数値予報(GPV)を初期値及び境界条件とする大気力学モデルを導入した改良型計算プログラムによる運用に移行したことから、気象予測能力の向上・予測時間の伸張、分解能の向上等が図られた。併せて、SPEEDI制御システムの更新等による予測計算処理速度の向上等の機能強化を行ったところである。

今後、SPEEDIネットワークシステムの円滑かつ安定した運用に努めるほか、遠方に居住する住民の不安解消等の観点から現在の100km四方の予測機能を拡大し、より広範囲な領域の影響予測を可能とする機能を整備する。その他、原子力施設建屋内に滞留した放射性物質からの直達

線やスカイシャインによる影響についても、評価するシステムの整備を図るとともに、時系列表示を可能とする等、地方公共団体等の要請を踏まえた予測結果表示機能の改善等を図ることとする。

緊急時モニタリング支援技術について

緊急時モニタリング支援技術の分野については、機動的モニタリングを充実させるため、航空機サーベイシステムおよび緊急時モニタリング測定技術、防災モニタリングロボット等の高度化を進めているところであり、今後、以下の技術調査を推進する。

(ア) 航空機サーベイシステム

原子力緊急事態の発生時に迅速に行われる第一段階のモニタリングに使用される簡易航空機サーベイについては、平成9年度までにシステム整備および実運用試験を完了し、平成10年度からは国および関係道府県の原子力防災訓練において空中モニタリングを支援する等、システムの運用と機能維持に努めている。今後、自衛隊の運用ヘリコプターの新鋭機種への移行に伴う信頼性確保に係る試験を行う。

一方、周辺環境に対する全般的影響を評価する第二段階のモニタリングに使用される詳細航空機サーベイについては、平成12年度に基本システムの整備が完了し、その後は解析プログラムの改良・拡充、測定飛行試験による検証および緊急時運用に備えたバックグラウンドデータの収集を行っており、今後は実運用に向けたフライトプランの整備を行う。

さらに、飛行搭乗員の被ばく及びこれに対する不安を回避する観点から、無人ヘリによるサーベイシステムに関する研究等に取り組む等、モニタリング技術の高度化を推進する。

(イ) 緊急時モニタリング測定技術

青森県六ヶ所村の日本原燃(株)の再処理工場の稼働に向け、以下の技術調査等を進める。

- ・中性子線による被ばく線量を迅速かつ高精度に評価するため、平成15年度に可搬型中性子スペクトロメータを製作し、検証試験を行っており、今後は運用試験および機能向上を行う。
- ・平成16年度に微量の線放出核種を迅速かつ正確に測定可能な可搬型アルファ線スペクトロメータを製作し、基礎特性試験を行っており、今後は運用試験および機能向上を行う。
- ・これまでも土壌、水、野菜、海産物等に含まれる様々な放射性核種の迅速分析法の確立を行ってきたところであるが、再処理工場の稼働に向け、プルトニウム等の再処理関連核種の迅速分析法の確立を図る。

(ウ) 防災モニタリングロボット

原子力施設の緊急時において、人の立入りが困難な災害現場周辺の情報収集に使用される防災モニタリングロボットについて、これまで技術調査を行ってきたところであるが、引き続き、原子力総合防災訓練への模擬出動等の運用実証試験を行う。

緊急被ばく医療について

緊急被ばく医療については、被ばく患者発生時に迅速に治療方針を決定するための体制を維持するとともに海外の事故事例と医療処置について情報を引き続き収集する。さらに、被ばく線量を推定するための線量評価技術や、高線量被ばく及び放射性核種による汚染患者の治療に関する研究を行なうなど、引き続き調査を推進する。

バックグラウンドレベルの把握について

緊急時のモニタリングに資するため、引き続き、様々な放射性核種の環境中におけるバックグラウンドレベルの把握に努める。特に、近年の技術的進展により効率的に測定することが可能となった放射性核種のバックグラウンドレベルについて、今後、詳細に調査を行うこととする。

その他

その他、(1)～(4)に掲げる事項以外にも、各種の原子力防災に関する技術調査を行っていく。

(5) 原子力防災に関する国際交流について

近年、中国等のアジア諸国においては、原子力発電所建設計画の着実な進展が見られる。このため、引き続き、これらの諸国等における原子力防災体制の充実等に資するため、原子力防災に係る意見交換、防災訓練の相互視察、放射能影響予測や被ばく医療等の原子力防災に係る技術協力、被ばく医療に係る研修への外国人の受入れ等、原子力防災に係る国際交流を進めていくこととする。

(6) 原子力防災に関する普及啓発等について

これまでも原子力防災に関する普及啓発を行ってきたところであるが、的確な原子力防災体制の構築には原子力施設の立地地域の住民等の原子力防災に関する理解が必要であるとの観点から、引き続き原子力施設の立地地域の住民等に対し、原子力防災体制や原子力防災に関する国等の取組み等、原子力防災に関する知識の普及啓発を図る。

また、適切な原子力防災体制を構築するためには、国、地方公共団体、原子力事業者との連携が不可欠であることから、日ごろから、関係者の間で情報共有等を含め、更なる連携の強化に努めることとする。

5 . おわりに

原災法は、施行から5年を経過したところであるが、これまで原災法を適用した事案は発生していない。

国においては緊急時の体制を整備するとともに、防災資機材の整備に関する支援、防災訓練及び原子力防災に関する技術調査を行う等の原子力災害対策の充実が図られてきたところである。また、原子力事業者や地方公共団体においても同様に体制の整備を図るとともに、放射線測定設備及び資機材の整備や防災訓練等を実施する等、これまで原子力防災対策に着実に取り組んできたところである。

本検討会の検討の結果、原災法そのものの改正については、必要はないと考えるが、上記4で述べたとおり、主に以下の点について、関係省令の改正の検討、運用の改善等を図っていくこととする。

原子力防災体制については、防災訓練や原子力防災関係者への研修等を通じて、原子力防災の各種マニュアル類の周知・理解の徹底を図っていくこととする。さらに、現在の各種マニュアル等において十分な記述がなされていない活動については、これを補足するための検討を行うとともに、機能班の組織等について今後改善すべき点があれば、各種マニュアル等を修正する等により、改善を図っていくこととする。

また、使用停止施設からの使用済燃料等の輸送に係る防災対策については、関係省令改正について検討を行う。

さらに、原子力事業者防災業務計画の軽微な変更手続きの運用、被ばく医療の取り組みについて、改善を図っていくこととする。

その他、今後、(財)核物質管理センター六ヶ所保障措置分析所におけるプルトニウムの分析を行うことが予定されているため、原子力防災専門官を配置する。

原子力防災に係る施設・資機材の整備状況については、緊急時に原子力防災関係機関の情報交換、意志決定の更なる円滑化のため、文部科学省、地方公共団体、オフサイトセンター等を大容量、高速回線で結んだ統合原子力防災ネットワークの整備を着実にを行うとともに、オフサイトセンター等の通信設備、資機材の更新を図ること等を推進する。また、緊急時において、モニタリング等の活動の支援を行う指定公共機関等においても、その防災資機材等について、必要に応じて更新等を行うことが重要である。原子力事業者が備える設備、資機材については、最近の技術動向を踏まえた資機材整備が可能となるよう関係省令について改正の検討を行う。

さらに、今後、(財)核物質管理センター六ヶ所保障措置分析所におけるプルトニウムの分析が予定されているため、オフサイトセンターの指定を行う。

原子力防災訓練については、引き続き行っていくことが必要である。同時に、訓練等を通じて得られた教訓等を原子力防災に関する組織、施設整備等に反映さ

せる等、不断の改善を図っていくこととする。原子力災害事後対策については、必要に応じ、訓練範囲を限定した要素訓練や、防災関係機関の研修等において対応していくことを検討する。また、今後、事後対策を対象とした要素訓練に限らず、様々な種類の要素訓練を多用していくことも検討する。

さらに、原子力防災訓練を円滑に行うためには、前提として、防災業務関係者が基本的な原子力防災対策に習熟していることが重要であるとの観点等から、引き続き、原子力防災に関する研修を充実していくこととなる。

原子力防災に関する技術調査等については、より広範囲な領域の影響予測を可能とする機能を整備する等、SPEEDIネットワークシステムの機能強化・信頼性の向上を推進するとともに、航空機サーベイシステム等の緊急時モニタリング支援技術に係る技術調査や、緊急被ばく医療及び様々な放射性核種の環境中におけるバックグラウンドレベルの把握等に努める。

原子力防災に関する国際交流については、アジア諸国等における原子力防災体制の充実等に資するため、引き続き技術協力等を進める。また、原子力施設の立地地域の住民等に対する普及啓発を図るとともに、国、地方公共団体、事業者の更なる連携の強化に努めることとする。

参考1 原子力安全規制等懇談会原子力防災検討会名簿

敬称略、五十音順

明石真言	(独)放射線医学総合研究所緊急被ばく医療センター 被ばく医療部長
飯田孝夫	名古屋大学大学院工学研究科エネルギー理工学専攻教授
池内嘉宏	(財)日本分析センター企画室次長
長見萬里野	(財)日本消費者協会参与
井川陽次郎	読売新聞論説委員
小松原仁	茨城県原子力安全対策課長
衣笠達也	(財)原子力安全研究協会放射線災害医療研究所副所長
桜井文雄	(独)日本原子力研究開発機構東海研究開発センター 原子力科学研究所研究炉加速器管理部長
首藤由紀	(株)社会安全研究所ヒューマンファクター研究部長
数土幸夫	(財)原子力安全技術センター理事
中込良廣	京都大学原子炉実験所教授
野村保	(独)日本原子力研究開発機構安全統括部長
馬場光彦	佐賀県消防防災課長
吉岡満夫	福井県原子力環境監視センター所長

参考2 審議経過

第1回 平成17年9月6日(火)

- ・原子力防災体制の概要について

第2回 平成17年10月27日(木)

- ・原災法に関する各方面からの意見等について

第3回 平成17年12月20日(火)

- ・報告書骨子案について

第4回 平成18年2月8日(水)

- ・報告書案について

第5回 平成18年3月(予定)

原子力災害対策特別措置法の施行状況に関する意見照会先一覧

文部科学省は、経済産業省及び国土交通省と連名で立地自治体及び原子力事業者（文部科学省、経済産業省事業者）に対して、原災法の内容や施行状況に関する意見照会を行った（平成17年9月）。文科省に係る意見照会先は、下記のとおり。

原子力安全委員会（付議）
本委員会、原子力施設等防災専門部会

地方公共団体名
茨城県、東京都、神奈川県、大阪府、奈良県、岡山県、鳥取県
（関係市町村については、都県を通じて照会）

事業者名

- ・独立行政法人日本原子力研究開発機構
（意見照会当時は日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構）
- ・原子燃料工業（株）
- ・ニュークリア・デベロップメント（株）
- ・（財）核物質管理センター
- ・日本核燃料開発（株）
- ・東京大学
- ・（株）東芝
- ・（株）日立製作所
- ・京都大学
- ・近畿大学
- ・武蔵工業大学

原子力災害対策特別措置法の概要

JCO臨界事故からの教訓の反映

- ・初期動作などにおける国、自治体の連携強化の必要性
- ・原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化の必要性
- ・原子力事業者の防災対策上の責務の明確化の必要性

1. 迅速な初期動作と国、都道府県、市町村の有機的連携の確保

初期動作の迅速化

- ・原子力事業者からの異常事態の通報義務づけ
通報基準: 敷地境界にて5マイクロシールド毎時(10分継続)又は施設の異常事態等
- ・所管大臣は初期動作を開始し、あらかじめ定められた手順に従い、直ちに内閣総理大臣を長とする「原子力災害対策本部」を設置
緊急事態判断基準: 敷地境界にて500マイクロシールド毎時(10分継続)又は施設の異常事象等
- ・当該市町村及び都道府県の対策本部も設置。国は避難等必要な措置を自治体に指示

国、地方公共団体との連携強化

- ・政府は現地に「原子力災害現地対策本部」を設置
- ・国と自治体の現地対策本部の連携を高めるため「原子力災害合同対策協議会」を設置(オフサイトセンターに置く)
- ・総合防災訓練の実施

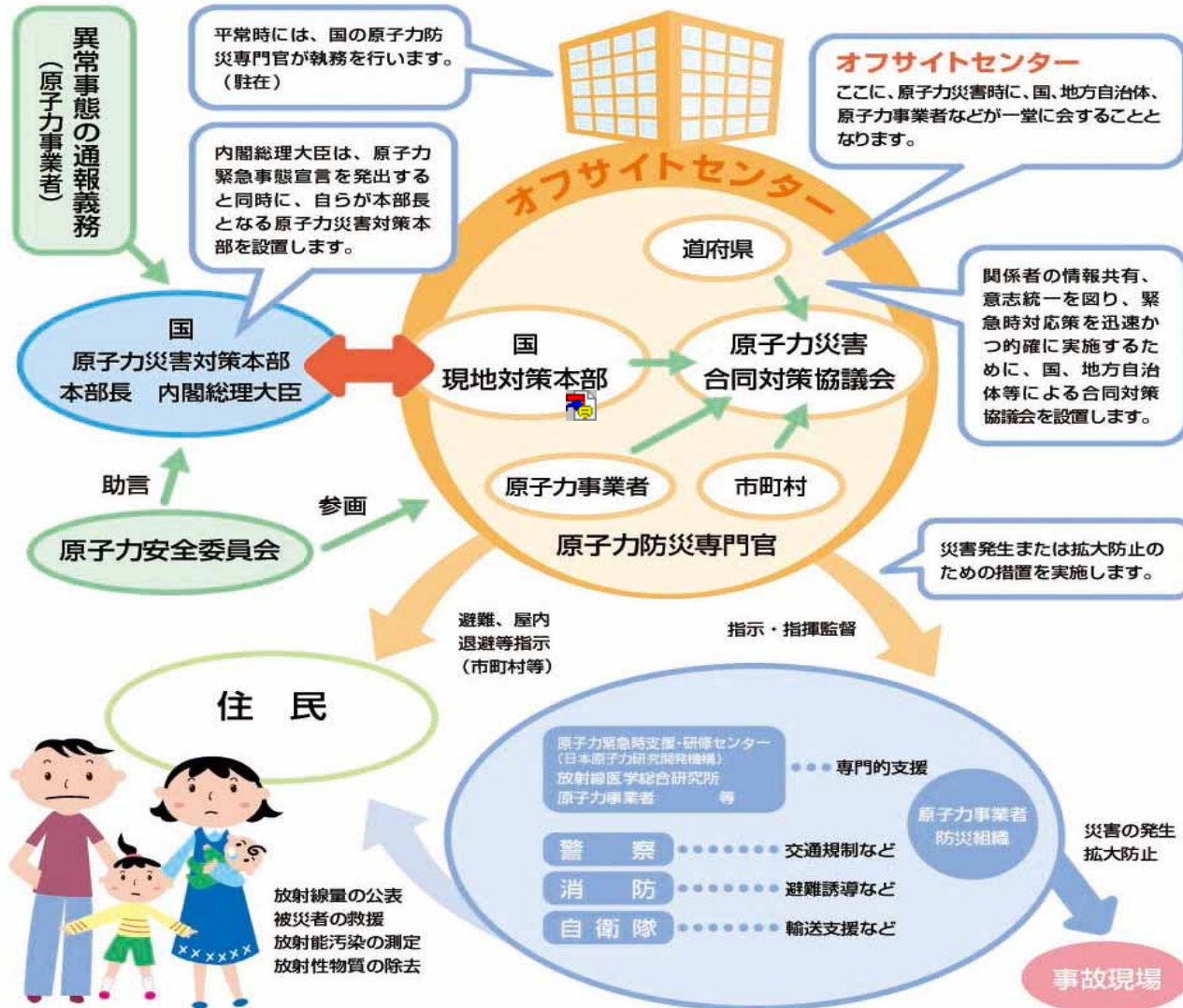
2. 原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化

- ・国の原子力防災専門官を法的に位置付け。原子力事業所の所在する地域に常駐。中核的役割を担う
- ・本部長は関係行政機関、関係自治体に対し、緊急対策について必要な事項を指示
- ・本部長は防衛庁長官に対し自衛隊の派遣を要請
- ・主務大臣はオフサイトセンターをあらかじめ指定
- ・原子力安全委員会・調査委員の技術的助言の法的位置づけの付与
- ・原子力災害緊急時において各種対応機能の迅速な現場投入体制の確保

3. 原子力防災における事業者の役割の明確化

- ・敷地内における放射線測定設備の設置義務の明確化及び記録の公表の義務づけ
- ・通報義務の明確化
- ・事業者は防災組織を設置し、災害応急措置を実施
- ・事業者には原子力防災管理者をおく
- ・事業者の「原子力事業者防災業務計画」の策定義務の明確化

「原子力災害対策特別措置法」の下での 緊急事態応急対策



原災法による防災実施主体と施行状況一覧

状態	実施主体	条文	実施事項	施行状況	今後の課題
平常時	国（文科省）	第12条	緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の指定	平成18年2月現在で5箇所のオフサイトセンターを指定	オフサイトセンター内の設備更新 六ヶ所オフサイトセンターの指定
		第13条	防災訓練の実施	・平成12年から毎年1回、原子力総合防災訓練を実施（平成16年度は新潟県中越地震の影響により中止） ・今年度は11月9、10日の2日間で新潟県（東電柏崎刈羽原発4号機）において原子力総合防災訓練を実施	特になし
		第28条	防災基本計画の作成、防災に関する組織の整備等	「原子力災害対策マニュアル」、「原子力事故・災害時対応マニュアル」の整備を実施	特になし
		第29条	原子力災害に関する研究の推進等	気象情報と放出源情報を入力することによって、迅速に放射能の影響を予測するSPEEDIネットワークシステムを整備	機能の高度化
		第30項	原子力防災専門官の配置	全国5ヶ所の原子力保安検査官事務所に配置	六ヶ所オフサイトセンターの要員配置
		第31条、第32条	報告徴収及び立入検査	特になし	特になし
	原子力事業者	第7条	防災業務計画の作成	防災業務計画を策定するとともに、必要な要員、放射線測定設備、資機材等を整備	特になし
		第8条	防災組織の設置		
		第9条	防災管理者等の選任		
		第11条第1項	モニタリングポストの設置		
		第11条第2項	防災資機材の整備		
	地方自治体	第28条	防災訓練の実施、防災に必要な物資及び資材の備蓄等の整備等	防災業務計画に基づき、定期的に防災訓練を実施。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄、整備。	特になし
		第28条	地域防災計画の策定、防災に関する組織の整備等	地域防災計画（都道府県及び市町村）等を策定し、防災に関する組織を整備。	特になし
		第31条、第32条	報告徴収及び立入検査	関係自治体が適宜立入検査を実施	特になし
	緊急時	国（文科省）	第10条第1項	通報の受信	平常時における訓練又は準備等に基づき、緊急事態に際しては、左記事項が実施される予定。ただし、原災法施行後において、緊急事態に起きていないため、実績なし。
第10条第2項			専門家の派遣		
第15条第1項			原子力緊急事態の報告等		
第17条第8項			災害現地対策本部の設置		
第20条第3項			各機関への支援要請		
第23条			原子力災害合同対策協議会の設置		
第26条			緊急事態応急措置の実施		
第27条第1項			汚染調査、健康相談、風評被害対策		
第28条			応急措置の実施、通信設備の優先使用権等		
第50条			災害応急対策及びその実施責任		
原子力事業者		第10条第1項	国、自治体への通報		
		第25条	拡大防止の応急措置		
		第26条	緊急事態応急措置の実施		
		第27条第3項	国、自治体への協力		
		第28条	指定公共機関の応急対策等の実施、被害状況の報告等		
地方自治体		第10条第1項	通報の受信		
		第10条第2項	専門家派遣の要請		
		第22条	災害対策本部の設置		
		第23条	原子力災害合同対策協議会の設置		
		第26条	緊急事態応急措置の実施		
		第27条第1項	汚染調査、健康相談、風評被害対策		
第28条	避難の指示、災害派遣の要請等				

原子力防災専門官現地配置人数一覽

平成18年2月1日現在

事務所名	人数(文部科学省)
茨城原子力安全管理事務所(OFC)	1
茨城原子力安全管理事務所(東海)	4
神奈川北原子力安全管理事務所	2
大阪原子力安全事務所	3
大阪原子力安全事務所 分室	1
上齋原原子力安全管理事務所	2
合 計	13

各事業所ごとの防災業務計画の策定状況一覧

事業所名	事業者防災業務計画 策定年月日
(独)日本原子力研究開発機構東海 研究開発センター原子力科学研究 所	平成12年12月13日
(独)日本原子力研究開発機構東海 研究開発センター核燃料サイクル工 学研究所	平成12年6月26日
(独)日本原子力研究開発機構大洗 研究開発センター	平成12年7月18日
ニュークリア・デベロップメント株式会 社	平成12年12月8日
東京大学大学院工学系研究科原子 力専攻	平成12年6月26日
(財)核物質管理センター東海保障 措置センター	平成12年12月14日
原子燃料工業株式会社東海事業所	平成12年10月31日
日本核燃料開発株式会社	平成12年11月21日
株式会社東芝原子力技術研究所	平成12年12月6日
近畿大学原子力研究所	平成12年10月16日
京都大学原子炉実験所	平成12年11月16日
(独)日本原子力研究開発機構人形 峠環境技術センター	平成12年6月16日

オフサイトセンターの指定状況一覧

オフサイトセンター名称	指定日	対象原子力事業所	住 所
茨城県原子力オフサイトセンター	平成14年3月22日	独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所 独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター核燃料サイクル工 学研究所 独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター ニュークリア・デベロップメント株式会社 東京大学大学院工学系研究科原子力専 攻 財団法人核物質管理センター東海保障措 置センター 原子燃料工業株式会社東海事業所 日本核燃料開発株式会社	茨城県ひたちなか 市西十三奉行一 六〇一番一
神奈川県川崎オフサイトセンター	平成14年3月22日	株式会社東芝原子力技術研究所	神奈川県川崎市川 崎区日ノ出一丁目 一番六号
大阪府東大阪オフサイトセンター	平成14年3月29日	近畿大学原子力研究所	大阪府東大阪市新 上小阪一番三号
大阪府熊取オフサイトセンター	平成14年3月22日	京都大学原子炉実験所	大阪府泉南郡熊取 町朝代西一〇一〇 番一
上齋原オフサイトセンター	平成14年2月8日	独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	岡山県苫田郡鏡野 町上齋原五百十四 番地の一

主な研究炉・臨界実験装置・核燃料物質使用施設及びオフサイトセンター

(財)核物質管理センター
六ヶ所保障措置センター
ホットラボ

臨界実験装置

「NCA」200W (株)東芝：川崎市

③神奈川県川崎オフサイトセンター



研究炉

京都大学炉「KUR」5MW 京都大学：熊取町

臨界実験装置

「KUCA」1kW (短時間最大) 京都大学：熊取町

⑤大阪府熊取オフサイトセンター



研究炉

近畿大学炉「UTR-KINKI」1W
近畿大学：東大阪市

④大阪府東大阪オフサイトセンター



核燃料物質使用施設

日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター：鏡野町

⑥上臈原オフサイトセンター



研究炉

東京大学炉「弥生」2kW
東京大学：東海村

「JRR-2」10MW*
「JRR-3M」20MW
「JRR-4」3.5MW

「NSRR」23,000MW (パルス運転時)
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所：東海村

臨界実験装置

「VHTRC」10W*
「TCA」200W
「FCA」2kW
「STACY」200W
「TRACY」5,000MW (過渡出力運転時)
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所：東海村

核燃料物質使用施設

日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所：東海村
核燃料サイクル工学研究所：東海村
(財)核物質管理センター
東海保障措置センター：東海村
ニュークリア・デベロップメント(株)：東海村
原子燃料工業(株)東海事業所：東海村
東京大学大学院工学系研究科
原子力専攻：東海村

研究炉

「JMTR」50MW
「HTTR」30MW
高速実験炉「常陽」140MW
日本原子力研究開発機構
大洗研究開発センター：大洗町

臨界実験装置

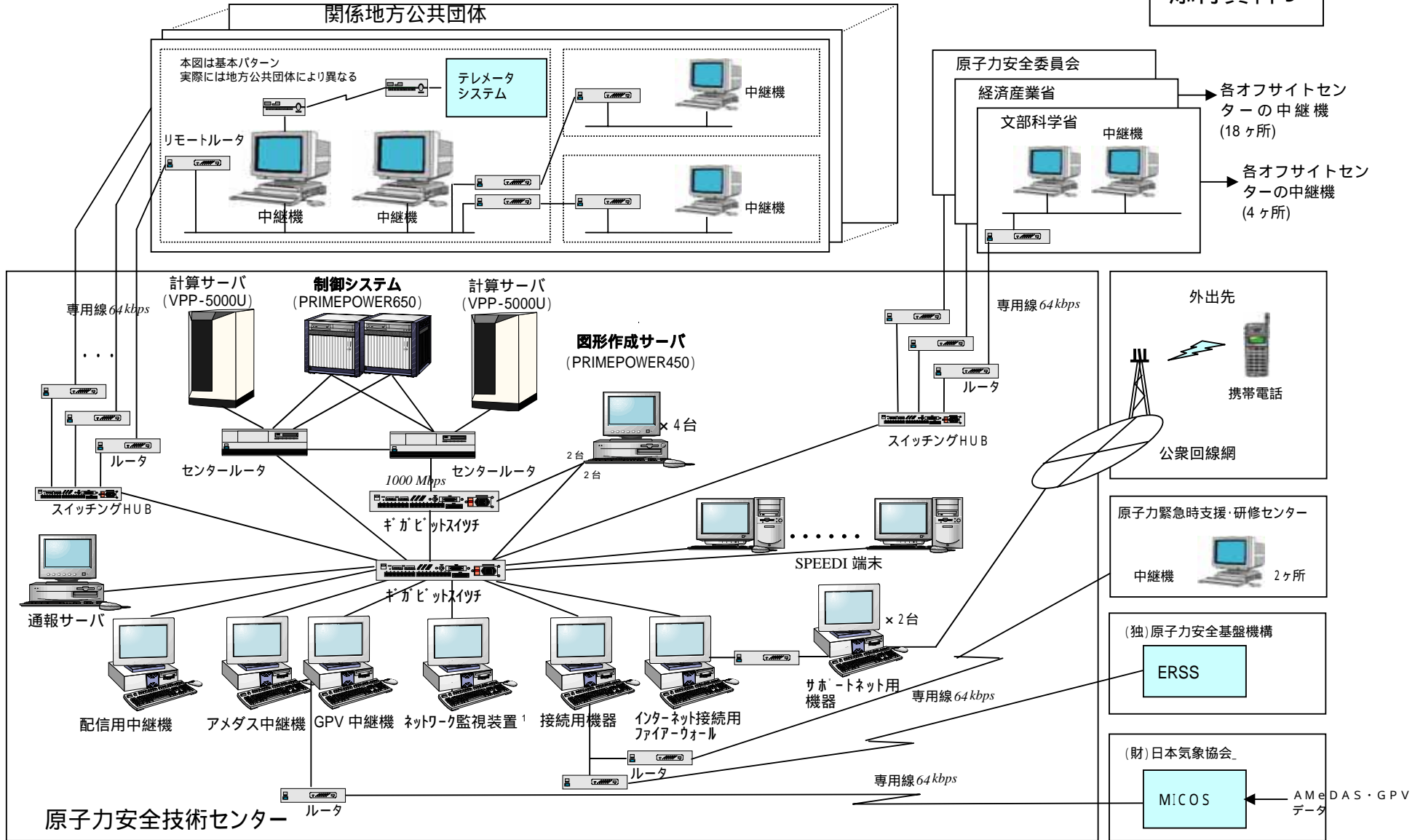
「DCA」1kW*
日本原子力研究開発機構：大洗町

核燃料物質使用施設

日本原子力研究開発機構
大洗研究開発センター：大洗町
日本核燃料開発(株)：大洗町

②茨城県原子力カオフサイトセンター





SPEEDI ネットワークシステムの構成 (平成 18 年 1 月現在)

原子力防災の資機材等に係る関係予算の推移

1. 原子力防災対策関係補正予算

旧科学技術庁は、JCO事故の教訓を踏まえ、原子力防災対策の強化を図るため、平成11年度の補正予算として約461億円（旧文部省は約98億円）を計上し、原子力災害対策特別措置法に基づくオフサイトセンターの施設（建屋）・設備（機器）の整備（平成13年度末までに6ヶ所を指定）や、自治体における放射線監視設備及び放射線防護機材等の整備等を行った。

2. 原子力の安全・防災対策

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災体制を維持するため、地域に駐在する原子力防災専門官の活動経費並びに緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の設備維持管理等を行う。

予算推移：

年 度	12	13	14	15	16	17	18
予算額（百万円）	116	392	354	306	165	147	139

3. 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故を契機として、万一の原子力施設等の緊急時に備え、地方公共団体における原子力防災体制の充実を図ることにより、住民の不安を払拭するために創設された交付金。

原子力施設等所在道府県等に対し、緊急時連絡網、SPEEDI端末、防災活動資機材、緊急被ばく医療施設・機材及びオフサイトセンターの整備・維持、ならびに防災研修への参加、講習会の開催等に要する経費について交付金の公布を行う。

予算推移：

年 度	12	13	14	15	16	17	18
予算額（百万円）	3,019	2,198	1,735	1,731	1,457	1,456	941

原子力総合防災訓練、文部科学省原子力防災訓練の実績

原子力総合防災訓練

年 度	実施日時	対象施設	主 催	参加機関	参加人数	訓練目的
平成12年度	平成12年10月28日(土) 8:00～16:00	中国電力(島根原子力発電所 2号機: BWR出力82万KW)	国、島根県、鹿島町、 松江市、島根町	73	約1,400人	原子力事業者の通報、原子力緊急事態宣言発 出、原子力災害合同対策協議会の設置、運営に 係る実施訓練、手続きの確認等
平成13年度	平成13年10月27日(土) 8:30～15:30	北海道電力(泊発電所 1号機: PWR出力57.9万KW)	国、北海道、泊村、 共和町、岩内町、神恵内 村	56	約2,700人	新たに設置したオフサイトセンターの機能確認、 緊急時対応能力の向上 及び現地訓練の充実
平成14年度	平成14年11月7日(木) 5:20～14:05	関西電力(大飯発電所 3号機: PWR出力118万KW)	国、福井県、大飯町、 高浜町、小浜市	117	約4,400人	迅速かつ正確な情報提供のための広報訓練、 原子力安全委員会の助言体制の確認 及び関係 自治体における現場訓練等
平成15年度	平成15年11月26日(水) 6:30～14:30	九州電力(玄海原子力発電所 2号機: PWR出力55.9万KW)	国、佐賀県、長崎県、他 一市5町	86	約9,400人	全ての防災関係機関の機能確認及び防災関係 相互の協力の円滑化、原子力災害に対する理 解の醸成、原子力防災に対する意識の高揚と知 識の向上
平成16年度	新潟県中越地震発生のため中止					
平成17年度	平成17年11月9日(水) 11:00～18:00 及び 平成17年10日(木) 7:30～13:00	東京電力株式会社 (柏崎刈羽原子力発電所 4号機: BWR出力110万KW)	国、新潟県、柏崎市、 刈羽村	74	約2,590人	実動による政府職員・専門家の緊急派遣並びに 資機材の搬送訓練、初動における現地と中央と の連携活動訓練、官邸対策室設置、緊急参集 チームの招集・協議、 新潟県中越地震等の教訓を反映等

文部科学省原子力防災訓練

年 度	実施日時	対象施設	対象施設の区分	参加機関	訓練項目
平成13年度	平成14年3月15日(金) 9:00～12:30	京都大学原子炉実験所 「KUR」	試験研究炉	12	緊急時通報連絡訓練、文部科学省における初動訓練、原子 力緊急事態宣言発出手続き、文部科学省原子力災害対策本 部等の設置運営、防災関係設備及び資機材の運用、広報対 応訓練、国からの専門家等の派遣訓練
平成14年度	平成15年2月28日(金) 13:00～16:30	日本原子力研究所東海研究 所「JRR-3」	試験研究炉	11	緊急時通報連絡訓練、文部科学省原子力災害対策本部等の 設置運営、原子力緊急事態宣言発出訓練、防護対策案検討 訓練、防災関係設備・機器の運用訓練、広報対応訓練
平成15年度	平成16年2月17日(火) 9:30～15:00	核燃料サイクル開発機構大洗 工学センター「常陽」	高速実験炉	19	原子力緊急事態宣言発出手続き、文部科学省原子力災害対 策本部等の設置運営、防護対策案検討訓練、防災関係設備・ 機器の運用訓練、広報対応訓練
平成16年度	平成17年1月13日(木) 9:30～14:30	日本原子力研究所大洗研究 所「JMTR」	試験研究炉	17	原子力緊急事態宣言発出手続き、文部科学省原子力災害対 策本部等の設置運営、OFCの初動対応に係る訓練、防護対 策案検討訓練、防災関係設備・機器の運用訓練、広報対応訓 練
平成17年度	平成18年1月20日(金) 9:30～14:30	日本原子力研究所東海研究 所「JRR-3」	試験研究炉	18	原子力緊急事態宣言発出手続き、文部科学省原子力災害対 策本部等の設置運営、OFCの初動対応に係る訓練、防護対 策案検討訓練、防災関係設備・機器の運用訓練、広報対応訓 練

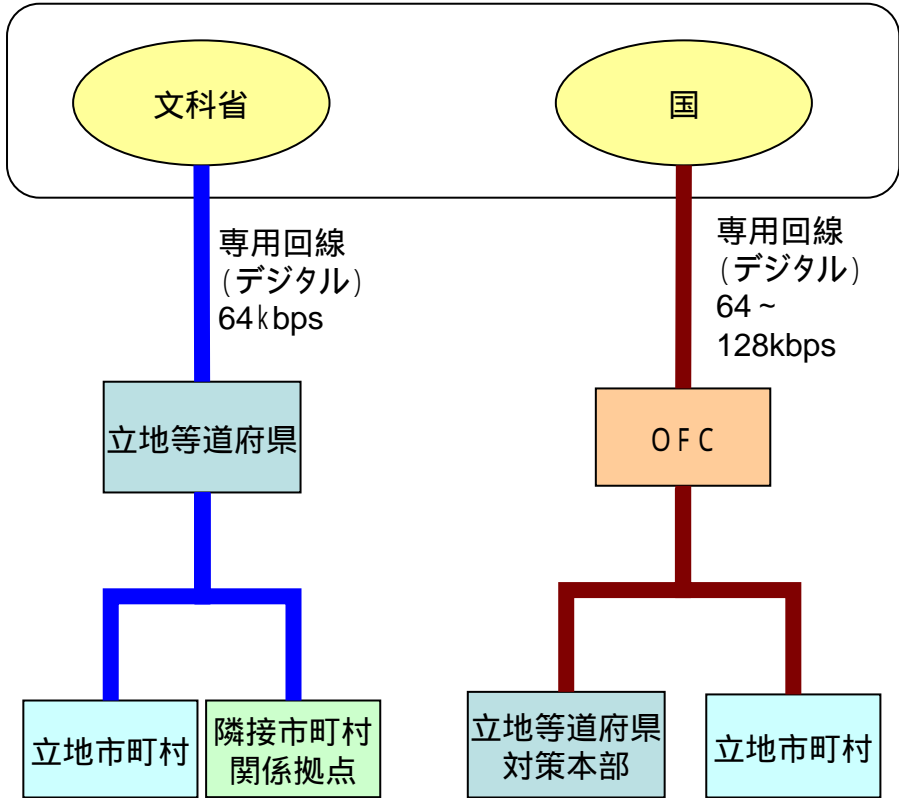
自治体主催の防災訓練実績

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
北海道						
青森県 再処理施設						
青森県 発電所	- - - -	- - - -	- - - -			
宮城県	- - - -					
福島県						
茨城県	- - - -					
神奈川県	- - - -		- - - -		- - - -	- - - -
新潟県					地震のため中止	
石川県						
福井県						
京都府		- - - -				
静岡県						(実施予定)
大阪府		- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -
鳥取県	- - - -	- - - -				(実施予定)
岡山県	- - - -					(実施予定)
島根県						
愛媛県						
佐賀県						
長崎県	- - - -	- - - -				
鹿児島県						

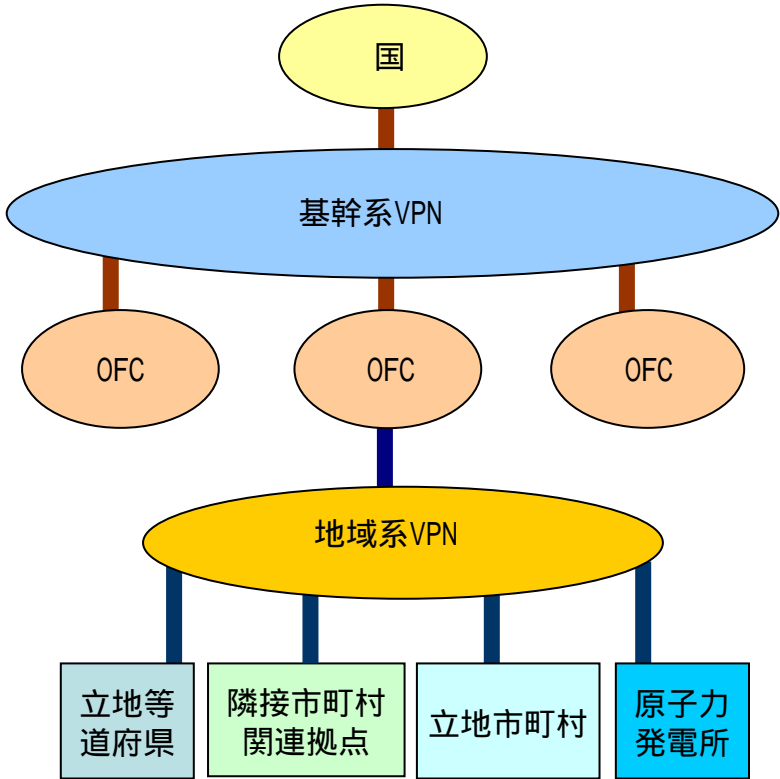
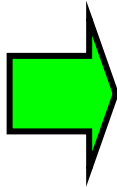
注： 国との総合防災訓練

統合原子力防災ネットワーク整備のイメージ

現状のネットワーク



統合原子力防災ネットワーク



国には保安院、関係省庁、その他関係機関を含む

特徴

階層型ネットワークから統合型ネットワークへ(線から網へ)
通信回線の大容量化(回線容量を約10倍程度増強)

拠点間の自在な情報交換が可能
高速かつ大量・鮮明な情報の伝達が可能

VPN: 仮想的な専用LAN (Virtual Private LAN)